

身近なことからスタートしよう

環境を守る、といっても規模が大き過ぎてピンとこない人も多いかもしれません。でも、大げさに考えなくても大丈夫。普段の暮らしの中で、できることを少しずつ取り組んでいきませんか。

その1 ゴミを正しく分別

正しく分別し、排出することでゴミの減量や資源のリサイクルへつなげることができます。

これであなたも分別名人！3つのポイント

1、まずはパッケージを確認

どれが何ゴミかわからない、そんな時はまずはパッケージの「環境ラベル」を確認！
素材を見分けるためのマークの表示が法律で決められています。

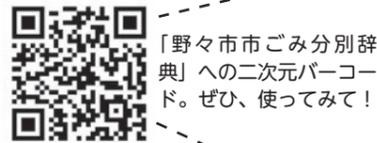


2、迷った時には、これ！

インターネットで確認できる「野々市市ゴミ分別辞典」

品名を入れるとそれが何ゴミに分別されるか簡単に検索できます。

HP <https://gb.hn-kouiki.jp/nonoichi>



「野々市市ごみ分別辞典」への二次元バーコード。ぜひ、使ってみて！

3、賢く利用！エコステーション

資源ゴミを24時間受け入れしているので、回収日以外でも適切にゴミを捨てることができます。

場所 野々市市役所東側

受け入れ対象資源ごみ あきかん、あきびん、ペットボトル、古紙、紙パック、古着・布類 ※容器包装プラスチックは回収していません



エコステーションの外観

その2 市内一斉美化清掃に参加



写真は昨年の様子

市では、市民団体である“ののいちっ子を育てる”市民会議が主催する市内一斉の美化清掃が行われています。自分の住む地域の草むしりやゴミ拾いをする事で、地域への愛着も深まります。年に一度、ぜひ参加してみませんか。

「子どもと大人のまちぐるみ美化清掃」の日程

令和元年7月7日(日)

※時間や場所は各町内会で異なります。
自分の町の町内会長などに確認してください

野々市から始めよう 大切な未来のために



平成31年3月

環境基本条例が施行されました！

快適な生活環境の保全是、現在だけでなく未来の市民が健全で豊かな環境で生活を送ることができるように適切に行われなければなりません。しかし、私たちの日常生活や事業活動はさまざまな面で環境に負荷を与え、多くの環境問題にとって無視できない要因となっています。

そこで行政、市民、事業者、みんなでこの大切な環境を守るための道しるべとなる条例を制定しました。豊かな環境を守り伝えていくために、できることから一歩ずつ、始めてみませんか。

条例の内容

- ①総則 (第1条-6条)
条例の目的や、基本理念、市・事業者・市民の責務
- ②環境の保全に関する施策の基本方針 (第7条-10条)
市が施策を策定、実施する際の基本となる考え方や決まり
- ③環境の保全のために市が取り組むこと (第9条-17条)
規制や指導、学習機会の提供など
- ④環境審議会を設置 (第18条-20条)
環境の保全に関する事項を調査・審議するため設置する審議会についての決まり

Pick up!

「責務」ってなに？

「責務」とは、やらなければいけないこと。
例えばこんなことが書いてあります。

市がすること

- ・公園や緑地など市民が心地よい時間を過ごせる環境を適切に整備する
- ・市民や事業者へ環境に関する学習の機会や情報を提供する
- ・資源を有効的、効率的に利用するための取り組みを支援する

市民がすること

- ・排出するゴミの量を減らす
- ・水道や電気を無駄遣いせず適切に使用する
- ・市が行う環境を守るための取り組みに協力する

事業者がすること

- ・公害の防止に取り組む
- ・製品の生産、使用、廃棄を環境に負担を与えないよう行う

他にこんな条例も！

環境基本条例は、市の環境施策における基本理念や施策の方向性を示す条例です。個別の分野における取り組みについては他の条例で定めています。

- ・環境美化推進条例 例えばポイ捨ての禁止について
- ・公害防止条例
- ・地下水採取規制に関する条例 地盤沈下や生活水の枯渇を防止
- ・廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例